



長野県は、妊活するカップル、  
不妊・不育症治療に取り組むみなさんをサポートします。  
“妊活ながの”で、いっしょに妊活を考えていきましょう。

## 妊活 ながの



長野県は、不妊・不育症治療に取り組むみなさんをサポートするため、長野県妊活支援サイト「妊活ながの」を開設しました。

不妊治療等の詳細や、経験者の体験談、治療と仕事の両立支援の紹介など、多角的なコンテンツを含んだ専用ウェブサイトです。

コンテンツについては、随時追加していく予定です。

不妊等に悩む方々に限らず、周囲の方々の不妊等に対する理解を深めるきっかけとなる情報サイトとして、ぜひご覧ください。

## 妊娠の基礎知識

妊娠について正しく知ることが妊活の第一歩！

これまでの知識をおさらいしましょう。



## 不妊かも…？ と思ったら

妊娠しづらい原因は人それぞれです。

心豊かで健やかな将来のために、まずは今の自分を見つめてみましょう。



## 助成制度

長野県では、不妊・不育症の治療費の一部助成を行っています。

申請の仕方などはこちらをご覧ください。



## 妊活Q&A 体験談

不妊・不育治療に関する疑問にお答えします。不妊治療経験者の声を掲載しています。

## インタビュー

不妊・不育症専門相談センターの相談員さんにお話をききました。

## 相談窓口のご案内

不妊・不育症に悩む夫婦は増加傾向にあります。不妊・不育症に関する悩みをお持ちの方は、一人で悩まずご相談ください。



## お問合せ先

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課  
TEL 026-235-7141  
FAX 026-235-7170  
E-mail : boshi-shika@pref.nagano.lg.jp

# 相談窓口のご案内（長野県不妊・不育専門相談センター）

専門の相談員がご相談に応じます。  
当事者（男性・女性）の方以外に、ご家族等もご相談可能です。



## <このような悩みや相談に応じています>

- 不妊や不育症の心配
- 繰り返す流産
- 男性の不妊
- 治療方法
- 医療機関
- 妊娠後の不安

## 電話相談

TEL : 0263-35-1012 (専用ダイヤル)

- ◆ 毎週火・木曜日（祝日は除く）  
午前10時から午後4時まで
- ◆ 毎月第3土曜日（祝日は除く）  
午後1時から午後4時まで

※不妊・不育専門相談員（助産師）が対応します。

## メール相談

Eメール : funin@nursen.or.jp

※火曜日、木曜日又は毎月第3土曜日に不妊・不育専門相談員（助産師）が回答します。

※携帯電話のメールでのご相談いただく場合は、相談員からの返信が受信できるように設定をお願いします。

## 面接相談

### 予約制

- ◆ 毎週火・木曜日（祝日は除く）  
午前10時から午後4時まで
- ◆ 毎月第3土曜日（祝日は除く）  
午後1時から午後4時まで

TEL : 0263-35-1012 (専用ダイヤル)  
場所 : 長野県看護協会会館2階相談室

## 【不妊・不育専門相談員（助産師）による面接相談】

日時：毎週火・木曜日（祝日は除く）  
午前10時から午後4時まで  
毎月第3土曜日（祝日は除く）  
午後1時から午後4時まで

## 【産婦人科医師による面接相談】

日時：第4木曜日（祝日は除く）  
午後1時30分から午後4時まで



不妊症ではないかと心配です。  
二人で受診してみようと思いますが、  
男性はどんな検査や治療をするのでしょうか。



治療費はどのくらいかかりますか。  
どんな助成制度がありますか。



治療を続けていますが、  
気持ちが沈みがちです。  
話を聞いてください。

## 【不妊・不育専門相談センター】



- 松本駅前 松電バスターミナルより路線バス利用  
横田信大循環線「自動車学校前」下車 徒歩3分  
信大横田循環線「元原町」下車 徒歩5分  
北市内線西回り「視覚障害者センター前」下車 1分  
北市内線東回り「視覚障害者センター前」下車 1分

〒390-0802 松本市旭2-11-34  
長野県看護協会会館（公社）長野県看護協会内  
TEL : 0263-35-0421

（相談は専用ダイヤル☎0263-35-1012へお願いします。）

長野県不妊・不育専門相談センター事業は、長野県が、  
（公社）長野県看護協会に委託して実施しています。

## 長野県

# 不妊・不育症 支援事業のご案内

## 治療費助成制度

- 不妊治療関係：不妊に悩む方への特定治療支援事業  
不妊治療（先進医療）費用助成事業
- 不育症関係：不育症検査費用助成事業  
不育症治療支援事業

## 不妊・不育専門相談センター

長野県では、不妊や流産を繰り返してしまう不育症等の相談及び治療費の一部助成等により、子どもを持ちたいご夫婦の希望が叶えられるよう支援を行っています。

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)

- 令和4年度から不妊治療は保険適用となっています。  
そのため、令和3年度までとは助成対象等が異なります。

助成対象	指定医療機関で受けた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）のうち、以下のいずれかに該当する場合 (1) 治療開始が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに治療が終了したもの (2) 令和4年3月31日以前に作られた受精胚による凍結胚移植を令和5年3月31日までにを行ったもの ※下図参照
対象要件	・法律婚または事実婚の夫婦 ・夫婦の一方又は双方が長野県内に住所を有すること ・「1回の治療」の開始日における妻の年齢が43歳未満であること ※詳細はお住まいの地域の保健福祉事務所にお問合せいただくか、県HPをご覧ください。
助成金額	上限30万円（凍結胚移植の場合は10万円）
助成回数	年度内1回のみ ただし、既に既定の回数を超えている場合は対象外 ※他の自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）での助成を含みます。
医療機関	指定医療機関
申請期限	令和5年3月31日

治療期間		申請時期
～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	
治療開始 → 治療終了		令和4年度申請
体外受精・顕微授精による受精胚を凍結（★）	（★）を使つての凍結胚移植治療開始 → 治療終了	※申請期限 令和5年3月31日
	治療開始 → 治療終了	令和4年4月以降開始の治療は対象外
治療開始 → 治療終了	申請 → 治療開始 → 治療終了	令和4年度2回目の申請は対象外

## 不妊治療（先進医療）費用助成事業

- 令和4年度から長野県独自で開始した事業です。  
保険適用の不妊治療と併用して先進医療として認められた治療を行った場合、その費用の一部を助成しています。

助成対象	保険適用の不妊治療と合わせて実施した先進医療 ※先進医療として実施されている不妊治療
対象要件	・法律婚または事実婚の夫婦 ・夫婦の一方又は双方が長野県内に住所を有すること ・「1回の治療」の開始日における妻の年齢が43歳未満であること ※詳細はお住まいの地域の保健福祉事務所にお問合せいただくか、県HPをご覧ください。
助成金額	自己負担の1/2（上限5万円）
助成回数	妻が40歳未満の場合 1子につき6回まで 妻が40～43歳未満の場合 1子につき3回まで
医療機関	厚生労働省の承認を受けた医療機関 ⇒先進医療を実施している医療機関一覧 
申請期限	治療終了の翌日から90日以内 *7月31日終了の場合、10月29日までに申請

### 申請に必要な書類

#### 必ず必要なもの

- 申請書（事業により指定の様式があります）
- 受診等証明書（事業により指定の様式があります）
- 助成対象経費にかかる領収書の原本
- 夫及び妻の住民票の写し

#### その他

- 事業により、戸籍謄本や事実婚申立書が必要な場合があります。

※提出書類等については、長野県妊活支援サイト「妊活ながの」をご覧ください。



## 不育症治療支援事業

- 平成27年度から長野県独自で実施している事業です。

助成対象	国内の医療機関で行われた以下の検査及び治療費 (1) 不育症の診断に係る検査（先進医療として実施されている不育症検査を除く） (2) ヘパリン療法 (3) アスピリン療法 (4) ステロイド療法 (5) その他知事が特に必要と認めたもの
対象要件	・医師による不育症の診断を受け、治療によって出産の見込があると判断されていること ・法律婚または事実婚の夫婦 ・夫婦の一方又は双方が長野県内に住所を有すること
助成金額	1回の妊娠に係る費用につき上限5万円（妊娠・出産の有無は問いません）
助成回数	妻の年齢（治療期間の初日）が40歳未満：通算6回まで 妻の年齢（治療期間の初日）が40歳以上：通算3回まで
医療機関	指定医療機関はありません
申請期限	治療終了の翌日から90日以内 *7月31日終了の場合、10月29日までに申請

## 不育症検査費用助成事業

- 令和3年度から実施している事業です。  
現在、研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施されるものを対象に、検査に要する費用の一部を助成しています。

助成対象	先進医療として実施されている不育症検査
対象要件	・2回以上の流産、死産の既往歴があること ・長野県内に住所を有する女性 ・検査の結果を、国に提出することに同意すること
助成回数	対象者の年齢、助成回数に制限はありません
助成金額	1回の検査につき上限5万円
医療機関	厚生労働省の承認を受けた医療機関 ⇒先進医療を実施している医療機関一覧 
申請期限	治療が終了した日が属する年度内（3月31日まで）

### 治療費等助成制度の申請窓口・問い合わせ先

- 佐久保健福祉事務所（TEL 0267-63-3164）
- 上田保健福祉事務所（TEL 0268-25-7149）
- 諏訪保健福祉事務所（TEL 0266-57-2926）
- 伊那保健福祉事務所（TEL 0265-76-6836）
- 飯田保健福祉事務所（TEL 0265-53-0443）
- 木曾保健福祉事務所（TEL 0264-25-2232）
- 松本保健福祉事務所（TEL 0263-40-1950）
- 大町保健福祉事務所（TEL 0261-23-6529）
- 長野保健福祉事務所（TEL 026-225-9045）
- 北信保健福祉事務所（TEL 0269-62-6311）

※それぞれの市町村でも、独自に助成制度を設けています。

### 長野市・松本市にお住まいの方の申請先

お住まい	不妊に悩む方への特定治療支援事業 不育症検査費用助成事業	不妊治療（先進医療）費用助成事業 不育症治療支援事業
長野市	長野市保健所健康課（TEL：026-226-9963）	長野保健福祉事務所（TEL：026-225-9045）
松本市	松本市役所健康づくり課（TEL：0263-34-3217）	松本保健福祉事務所（TEL：0263-40-1950）

### 申請にあたっての注意事項

- ★事業により申請期限が異なりますのでご注意ください。
- ★3月31日が申請期限となっている事業において、やむを得ない理由で申請が遅れる場合は、あらかじめお住まいの市町村を管轄する保健福祉事務所（保健所）へ必ず相談してください。